

株式会社ウェルディッシュ 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は株式会社ウェルディッシュと称し、英文ではW e l - D i s h . I n c o r p o r a t e d と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は下記の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 食料品、飲料及び酒類の販売並びに仲介
- (2) 食料品、飲料及び酒類の製造並びに委託加工
- (3) 繊維製品及びその原材料、化学薬品、陶磁器、洋品雑貨、日用品雑貨、玩具の製造・加工・販売及び輸入並びにその仲介
- (4) 農作物の栽培及び植林
- (5) 飲食店の経営及び観光事業
- (6) 有価証券の取得及びその利用
- (7) 不動産の開発、投資、売買及び管理
- (8) 各種技術の研究開発業務の受託、知的財産権の取得・管理・運用・コンサルティング、映画の企画・製作及びロイヤリティに関する事業
- (9) I T システムの企画、設計、開発、構築、販売及び管理並びにそれらの受託及びコンサルティング
- (10) 介護施設等の設立、管理、運営及びヘルスケアサービス事業
- (11) インターネットサービス等各種ビジネスに関する企画、設計、開発及びコンサルティング
- (12) インターネット等デジタルネットワークを利用した広告、マーケティング、プロモーション、パブリックリレーションズ活動の企画、運営販売及びコンサルティング
- (13) エネルギーに関する製品及びサービスの企画、開発、製造、販売、輸出入、リサイクル、資源の再利用及びそれらに関するコンサルティング
- (14) M & Aに関する仲介、あっせん、コンサルティング及びアドバイザリー業務並びに投資事業
- (15) 人材の育成、教育及び能力開発に関するコンサルティング事業
- (16) 人材の育成、教育及び能力開発に関するメディアの運営事業
- (17) 人材の採用及び紹介に関する事業
- (18) マーケティング及び営業に関するコンサルティング事業
- (19) サプリメント、機能性表示食品、栄養機能食品及び特定保健用食品の企画、製造及び販売
- (20) 化粧品、医薬品、医薬部外品の製造及び販売
- (21) 眼鏡、コンタクトレンズ、光学機器の研究開発、製造、加工、修理、品質

検査及び販売

- (22) 美容、健康及び医療その他に関するマーケット・リサーチ及び情報提供サービス業
- (23) 古物売買事業、古物競りあっせん業、及びインターネットオークション事業
- (24) 古物市場の運営及びオークションの主催
- (25) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (26) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (27) 前各号に関する一切の商品の輸出入業務
- (28) 前各号に附帯する事業

2 当会社は、前項各号及び前項各号に附帯する業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

- 2 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会において定めた取締役が招集しその議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く）は10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- 2 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社の取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である者を除く）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第21条 取締役は取締役会を組織する。

- 2 取締役会は法令または本定款に定める事項のほか、会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会において定めた取締役がこれを招集しその議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役の選任)

第 26 条 取締役会はその決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(相談役または顧問)

第 27 条 取締役会の決議により相談役、顧問を置くことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に基づき、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の執務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、それぞれこれを区分して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第31条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 当会社の会計監査人は株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

(剩余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

1. 第38条の規定にかかわらず、第69期事業年度は、2025年4月1日から2025年8月31日までの5か月間とする。
2. 本附則の規定は、第69期事業年度経過後はこれを削除する。

2025年6月27日 改 定

2025年11月27日 改 定

原本に相違なきことを証明する。

株式会社ウェルディッシュ

代表取締役社長 小松 周平